令和４年度

年　報

朝日町教育文化施設

(朝日町歴史博物館・あさひライブラリー)

は　じ　め　に

朝日町教育文化施設は、朝日町の歴史・文化等の情報発信の場として、また生涯学習の拠点として平成 9 年 11 月に開館し、令和 4 年に開館 25 周年を迎えることができました。

令和 4 年度におきましては、博物館では開館 25 周年記念企画展「縄生廃寺からみる古代の眺め―古代寺院と社会―」を開催し、多くの方々にご来館いただきました。また、文化教養講座では「ちょっと深掘り　朝日の歴史講座 Part3」と題して朝日町の歴史を紹介しました。

図書館では開館 25 周年記念事業として、「聞かせ屋。けいたろう　絵本ライブ」と「絵本作家　はっとりひろき　うちゅうフォトフレームをつくろう」を開催し、多くの方々にご参加いただきました。

また今年度もボランティア活動として「ぽかぽか絵本」による読み聞かせ、「フォンターナ」によるスト―リーテリングを実施いただき、図書館運営の重要な役割を担っていただきました。

今後も当館におきましては、地域住民の皆さまに喜んでいただける事業を実施し、身近な博物館・図書館としてさらに親しんでいただけるよう施設運営を行っていきたいと考えております。

令和 5 年 7 月

朝日町教育文化施設館長

目　　次

はじめに　・・・

Ⅰ　施設の概要

構　　造　　鉄筋コンクリート一部鉄骨造
敷地面積　　13,700 ㎡
延床面積　　教育文化施設　1,917 ㎡
　　1 F　1,478 ㎡
　　博物館展示室（274 ㎡）
　　図書館閲覧室（418 ㎡）
　　事務室（93 ㎡）、収蔵庫（86 ㎡）
　　マルチビジョンコーナー、談話コーナー
　　閉架書庫、研究室、荷解作業室
　　2 F　439 ㎡
　　視聴覚室（88 ㎡）、会議室（71 ㎡）
　　小会議室、ワークショップギャラリー
　　町民ギャラリー
　　児童館　247 ㎡
　　1 F　196 ㎡
　　2 F　51 ㎡

施設概要　　電　気：受変電設備／三相 3 線 6.6kv、設備容量 300kvA　他
　　給排水：給水／直圧式　排水／屋内分流、直接放流
　　空　調：空冷ヒートポンプチラー236kw×1 台
　　空冷チラー5RT×1 台（収蔵庫）
　　単一ダクト＋ファンコイルユニット、空冷ヒートパッケージ方式、中央監視制御設備

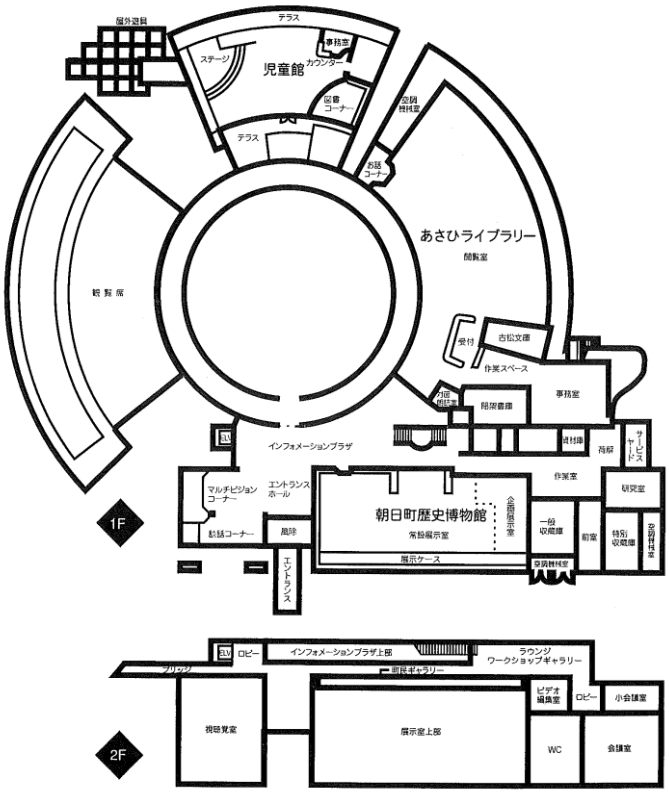

Ⅱ　朝日町歴史博物館

（1）事業概要

1．常設展示

当館では、朝日町が辿ってきた歴史の「道」をテーマに、各時代の朝日町の様子を中央屋台に展示解説し、展示室側面には「縄生廃寺三重塔模型」を中心に「縄生廃寺」の展示を行い、展示室を構成しています。また、展示室壁面ケースには、朝日町ゆかりの文化人として「橘守部」「森有節」「栗田真秀」「水谷立仙」「中村古松」を取り上げ、毎月展示替を行っています。

月	常設展示品および企画展	
4	栗田真秀	・栗田真秀画「長生殿不老門之絵」・栗田真秀画「陶弘景聴筝図」 ・栗田真秀画「寿老人」・栗田真秀画「大黒之絵」・栗田真秀画「社頭杉絵」 ・栗田真秀画「海辺松群鶴之絵」
	幕末の苗代神社	・大吉天神宮納帳(写本)・黒沢翁満『北勢古志』 ・(御本所様へ苗代神社号を願いたく、御印形依頼) ・「式内苗代神社御書加願之覚」の草稿・写本断簡・神道裁許状
	萬古焼	・有節萬古　色絵松竹梅文片口鉢・有節萬古　織部写花文小皿
5	橘道守	・橘道守筆「うしといひし」詠草・橘道守筆「新年雪」詠草 ・橘東世子筆「桃契追年」詠草・橘道守賛・森寛斎画「須磨の秋」 ・橘守部『文章撰格』・橘守部『蓬莱園記』
	水谷立仙	・水谷立仙画「親鸞上人日野家宿泊之図」・水谷立仙画「聖観音図」 ・水谷立仙画「心図」・水谷立仙画「聖徳太子御像」・水谷立仙画「雀図」
	萬古焼	・有節萬古　色絵松竹梅文片口鉢・有節萬古　織部写花文小皿
6	橘道守	・橘道守筆「うしといひし」詠草・橘道守筆「新年雪」詠草 ・橘東世子筆「桃契追年」詠草・橘道守賛・森寛斎画「須磨の秋」 ・橘守部『文章撰格』・橘守部『蓬莱園記』
	水谷立仙	・水谷立仙画「親鸞上人日野家宿泊之図」・水谷立仙画「聖観音図」 ・水谷立仙画「心図」・水谷立仙画「聖徳太子御像」・水谷立仙画「雀図」
	萬古焼	・有節萬古　赤絵山水文急須・有節萬古　急須
7	萬古焼	・古萬古　色絵瓢形仙盞瓶・古萬古　赤絵山水文振出 ・有節萬古　黒楽茶碗・有節萬古　刷毛目水指・有節萬古　紅葉文食籠 ・有節萬古　色絵草花文水注・有節萬古　赤絵窓山水桃花文台鉢 ・有節萬古　色絵草花文急須
	栗田真秀	・栗田真秀画「後醍醐帝御避難之図」・栗田真秀画「焚楓葉温酒之図」 ・栗田真秀画「韓信股くぐり図」
	萬古焼	・有節萬古　赤絵山水文急須・有節萬古　急須
8	萬古焼	・古萬古　色絵瓢形仙盞瓶・古萬古　赤絵山水文振出 ・有節萬古　黒楽茶碗・有節萬古　刷毛目水指・有節萬古　紅葉文食籠 ・有節萬古　色絵草花文水注・有節萬古　赤絵窓山水桃花文台鉢 ・有節萬古　色絵草花文急須
	栗田真秀	・栗田真秀画「後醍醐帝御避難之図」・栗田真秀画「焚楓葉温酒之図」 ・栗田真秀画「韓信股くぐり図」
	萬古焼	・有節萬古　色絵山水文菓子鉢・有節萬古　青磁卍文蓋物

9	庶民の旅	・往来手形 ・『東海道名所図会』・「東海道五十三次」(保永堂版) ・橘守部『箱根紀行稿』・『大日本鉄道線并各国旅行便覧』
	栗田真秀	・栗田真秀画「大原女」 ・栗田真秀画「舞踊美人図」 ・栗田真秀画「元禄美人図」
	萬古焼	・古萬古 赤絵草花文振出 ・有節萬古 色絵秋草図振出
10	庶民の旅	・往来手形 ・『東海道名所図会』・「東海道五十三次」(保永堂版) ・橘守部『箱根紀行稿』・『大日本鉄道線并各国旅行便覧』
	栗田真秀	・栗田真秀画「大原女」 ・栗田真秀画「舞踊美人図」 ・栗田真秀画「元禄美人図」
	萬古焼	・古萬古 赤絵更紗文銚子 ・有節萬古 朝鮮写水注
11	開館 25 周年記念企画展「縄生廃寺からみる古代の眺め-古代寺院と社会-」 ・会期:11 月 2 日～12 月 4 日	
12	水谷立仙	・水谷立仙画「塩田図」 ・水谷立仙画「引き舟図」 ・水谷立仙画「鶴図」 ・水谷立仙画「雪中山水図」・水谷立仙画「鍾馗図」 ・水谷立仙画「韓信股くぐり図」
	駅鈴	・『日本書紀』・「古物鈴之図」 ・有節萬古使用 駅鈴形香合木型
	萬古焼	・有節萬古 菊花文急須 ・有節萬古 腥臙脂釉龍文輪花鉢
1	うさぎ	・有節萬古 兎型香合 ・有節萬古 兎型香合土型 ・兎づくし 相撲 ・一交斎幾丸画「うさぎのはしか退治」
	栗田真秀	・栗田真秀画「旭松鶴図」 ・栗田真秀画「天下祈和睦」 ・栗田真秀画「夫婦岩図」 ・栗田真秀画「社頭杉絵」 ・栗田真秀画「富士に松図」 ・栗田真秀画「大黒之絵」
	萬古焼	・天神萬古 七福神煎茶器 ・有節萬古 松竹梅文重箱 ・有節萬古 菊花文急須 ・有節萬古 腥臙脂釉龍文輪花鉢
2	うさぎ	・有節萬古 兎型香合 ・有節萬古 兎型香合土型 ・『絵付手本』・養兎説明書
	栗田真秀	・栗田真秀画「旭松鶴図」 ・栗田真秀画「天下祈和睦」 ・栗田真秀画「夫婦岩図」 ・栗田真秀画「社頭杉絵」 ・栗田真秀画「富士に松図」 ・栗田真秀画「大黒之絵」
	萬古焼	・天神萬古 七福神煎茶器 ・有節萬古 松竹梅文重箱 ・有節萬古 小向神社棟込瓦 ・有節萬古 色板
3	橘守部	・橘浜子『橘の昔語』・「毎春年頭書翰名前大略」・「〔後藤水主宛年賀状〕」 ・「〔御神楽料受納の控〕」・橘純一編『穿履集選』 ・「橘守部大人遺著遺墨展覧会出品目録」
	水谷立仙	・竹内栖鳳筆「水谷尚仙宛賞状」 ・水谷立仙画「芍薬図」 ・水谷立仙画「鶏図」 ・水谷立仙画「鶏に鼬図」 ・水谷立仙画「梨に雀図」
	萬古焼	・有節萬古 小向神社棟込瓦 ・有節萬古 色板

２．文化教養講座（講演会）

博物館事業の一環として、文化教養講座と題して講演会を行っています。今年度は、「ちょっと深掘り 朝日の歴史講座 Part3」と題して、水谷立仙や朝日町の史跡に関する講演会方式の講座を３回開催しました。

◇第１回

日　　時：令和４年８月 20 日（土）14:00～15:30
講　　師：当館学芸員
演　　題：「古代地方寺院の信仰のかたちー縄生廃寺ー」
参加人数：27 人

◇第２回

日　　時：令和４年 12 月 10 日（土）14:00～15:30
講　　師：当館学芸員
演　　題：「柿城落城ー戦国時代の北勢地域と近江六角氏ー」
参加人数：28 人

◇第３回

日　　時：令和５年２月４日（土）14:00～15:30
講　　師：当館学芸員
演　　題：「近代京都画壇と水谷立仙」
参加人数：14 人

第２回文化教養講座の様子

第３回文化教養講座の様子

３．企画展

◇開館 25 周年記念企画展「縄生廃寺からみる古代の眺めー古代寺院と社会ー」

開催趣旨

当町北部に位置する縄生廃寺跡は、昭和 61 年（1986）から同 62 年にかけて発掘調査が実施され、出土軒丸瓦の年代から 7 世紀末から 8 世紀初頭の創建と考えられる塔跡が確認された古代寺院です。

とくに注目を集めた調査成果は、塔跡地下式心礎の舎利穴内に安置されたままの姿で舎利容器が発見されたことです。舎利容器は卵形のガラス容器（内容器）を滑石製有蓋壺（外容器）に納め、さらに唐三彩碗で被覆したもので、全国的に類例をみないものであり平成元年（1989）に「縄生廃寺出土塔心礎納置品一括」の名称で国の重要文化財に指定されました。

他にも塔基壇の一部には、屋根を葺いたままの状態で落下した「倒壊屋根」を検出するなど、本遺跡は、この地方だけでなく広く古代寺院を考える上で貴重な遺跡として知られることとなり、塔跡及び周辺は三重県指定史跡として現地に保存されています。

また、当館建設の契機は縄生廃寺跡出土の舎利容器を展示保管できる施設を整備することでした。そこで本展示会では、開館 25 周年を迎えるにあたり縄生廃寺をテーマに取り上げ、古代社会と仏教といった当時の社会情勢などを概観しつつ、当時の縄生廃寺を取り巻く社会情勢などを含め紹介することを目的として開催しました。

会　　期：令和 4 年 11 月 2 日（水）～12 月 4 日（日）（33 日間）

関連講座：「ちょっと深掘り、企画展を楽しむ講座」
　日　　時：令和 4 年 11 月 26 日（土）10:00～11:30・14:00～15:30（2 部制）
　場　　所：朝日町教育文化施設 2 階視聴覚室
　講　　師：当館学芸員
　参加人数：28 人

入 館 料：無料

主　　催：朝日町歴史博物館

刊 行 物：ポスター、チラシ、図録

入館者数：840 人

４．古文書学習会（初級編）

「古文書に親しみたい」「古文書を少しでも読めるようになりたい」という方を対象に学習会を開催しました。

	開 催 日		参加人数
第１回	令和４年	５月 10 日(火)	28 人
第２回		７月 12 日(火)	21 人
第３回		８月 16 日(火)	24 人
第４回		10 月　４日(火)	22 人
第５回		11 月 22 日(火)	20 人
第６回	令和５年	１月 17 日(火)	21 人
第７回		３月　７日(火)	20 人

※時間は全て 14:00～15:30　場所：視聴覚室

古文書学習会の様子

５．俳句作品展「未来の俳人たち」

朝日中学校３年生･小学校６年生の俳句作品の展示を教育文化施設のインフォメーションプラザで行いました。

◇朝日中学校３年生－155 人－期　間：令和４年７月１日(金)～７月 31 日(日)
◇朝日小学校６年生－172 人－期　間：令和５年２月１日(水)～２月 26 日(日)

朝日中学校３年生

朝日小学校６年生

６．文化財調査・活用事業

収蔵資料の整理・撮影、WEB サイト掲載資料の追加などを行いました。また、今年度も引き続き有節萬古製作に使用した急須木型の図化に取り組みました。

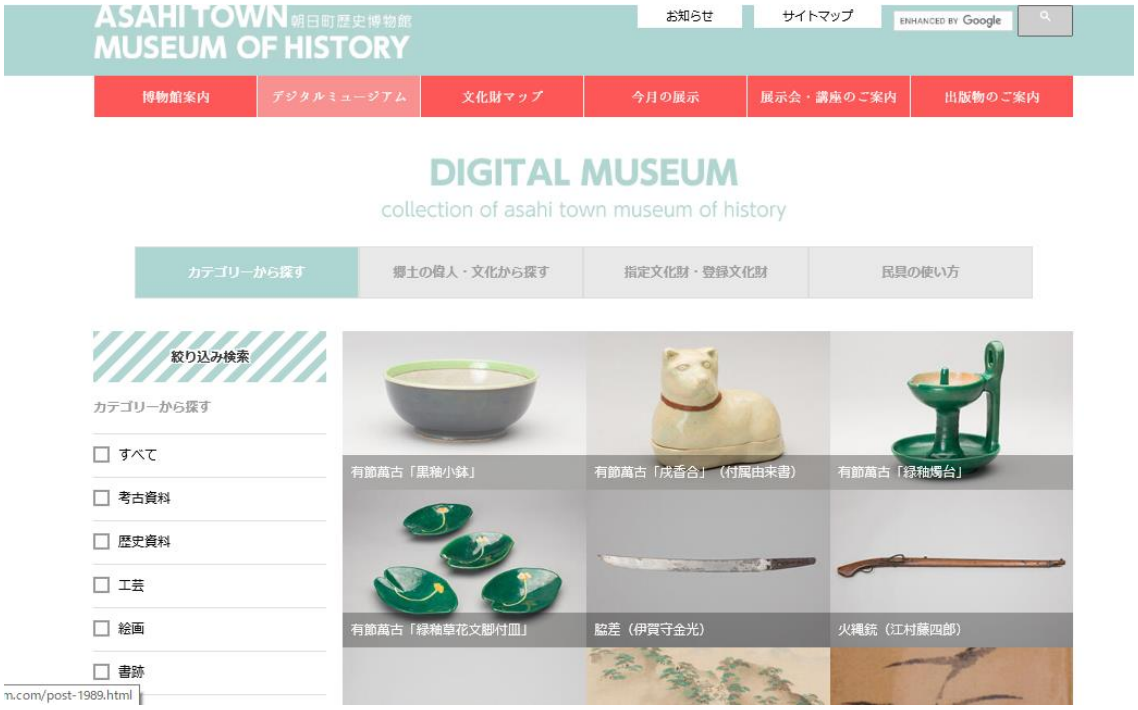

公開中のデジタルミュージアム

７．刊行物

博物館における研究活動の一環として、収蔵資料である有節萬古使用型資料の整理を行い、『紀要』第 15 号として刊行しました。

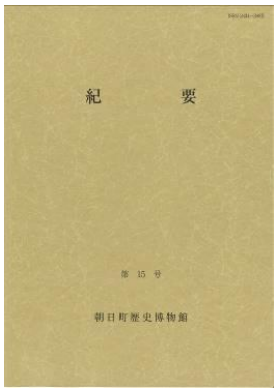

（2）資料の収集と保存

1．購入資料

資　　料　　名	点　　数
『古事記』（寛永 21 年刊）	3
『古事記伝』	48
『書紀集解』	20

2．寄贈資料

資　　料　　名	点　　数
地券帖函	1
地券	60
字限図	59
縄生村地籍図の一部	6
地籍図（朝日村大字縄生）	2
縄生圓面表	1
紙片	1
小作調停法	1
年賦償還金銭貸借証書	1
立木補償費調書	1
なぎなた	1
『年代珍書記』	1
栗田真秀画「大黒天」	1
帆山唯念画「雀に土筆」	1
帆山唯念画「春草花画」	1
伊藤其風関係資料	一括
掛軸（伝勝海舟筆）	1
有節萬古　菓子器	1
有節萬古　香炉	1
有節萬古　茶碗	1
『改正訓点　論語（上・下）』	1
『改正訓点　学庸（全）』	1
『羅山訓点　詩経（上・下）』	2
『羅山訓点　春秋（全）』	1
『羅山訓点　易経（乾・坤）』	2
『羅山訓点　礼記（一～四）』	4
『羅山訓点　書経（天・地）』	2
『孟子（上・下）』	2
『作法獨修明弁　新撰漢文軌範（上・下）』	2

資　　料　　名	点　　数
『鼇頭　正文章軌範注釈（上・中・下)』	3
『明清八大家文読本（一～四)』	4
『河村興一郎著　十八史略字引（全)』	1
『詩韻碎金　幼学便覧（全)』	1
『標記増補　十八史略（一～七)』	7
『明治新刻　元明清史略（一～五)』	5
『科文傍註　略述法相義（上・中・下)』	3
『説約合参　四書正解（一～三十)』	30
『明治新鐫　正文章軌範評林（三～七)』	2
『明治新鐫　正文章軌範評林（一～七)』	3
『明治新鐫　続文章軌範評林（一～七)』	3
『翻刻　謝選拾遺（一～三)』	3
『佛山堂詩鈔（日・月・星)』	3

３．寄託資料（新規）

資　　料　　名	員　　数
有節萬古　腥臙脂釉菓子鉢	1

４．寄贈図書

【県内】

書　名	発行･編集
伊賀市文化財年報 18	伊賀市教育委員会
大湊の造船と旧市川造船所資料	伊勢市
伊勢と皇學館の 140 年	学校法人皇學館
桑名城下切絵図－文政 8 年城下絵図による桑名藩士居宅－	桑名市･桑名市博物館
桑名市博物館紀要第 16 号	桑名市博物館
華ひらく近代工芸の美　特別企画展　板谷波山と香取秀真	桑名市博物館
令和版 本居宣長の不思議	公益財団法人鈴屋遺蹟保存会 本居宣長記念館
令和 2 年度皇學館大学研究開発推進センター年報　第 8 号	皇學館大学研究開発推進センター
皇學館大学研究開発推進センター紀要第 8 号	皇學館大学研究開発推進センター
斎宮歴史博物館研究紀要 31	斎宮歴史博物館
史跡斎宮跡　令和 2 年度発掘調査概報	斎宮歴史博物館
斎宮跡発掘調査報告書Ⅳ　西加座南区画の調査遺構写真図版編	斎宮歴史博物館
瑞垣　令和 4 年度秋季号　253	神宮司庁
瑞垣 254 号	神宮司庁

書　名	発行・編集
令和 4 年度佐々木信綱記念館特別展　信綱の思ひ出づる人々	鈴鹿市
鈴屋学会報 第 39 号	鈴屋学会
津市民文化 16 号	津市
津市文化財年報 16　令和 2 年度	津市教育委員会
津市納所町　蔵田遺跡(第 7 次)発掘調査報告	津市教育委員会
津市文化財指定記念特別展　津八幡宮の名宝ー三十六歌仙絵大公開ー	津市教育委員会
鳥羽水族館年報№18	鳥羽水族館
TSA　TOBA　SUPER　AQUAROUM　№81	鳥羽水族館
藤原岳自然科学館館報　藤原岳　第 44 巻令和 3 (2021)年度号	藤原岳自然科学館
天然記念物ネコギギ保護管理指針 2021	三重県
三重県の文化財保護　令和3年度	三重県教育委員会
令和 2 年度国・県指定無形民俗文化財現状調査報告	三重県教育委員会
三重県総合博物館資料叢書№8	三重県総合博物館
三重県総合博物館研究紀要№8	三重県総合博物館
集まれ！三重のクジラとイルカたち	三重県総合博物館
三重県総合博物館　年報　通巻 8 号(令和 3 年度)	三重県総合博物館
三重県総合博物館　第 32 回企画展三重の円空	三重県総合博物館
研究紀要第 25 号 坂倉遺跡－縄文・弥生時代編－	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告書 35-4(研究紀要第 26 号) 納所遺跡Ⅱ－遺構出土石器・石製品編－	三重県埋蔵文化財センター
令和 3 年度三重県埋蔵文化財年報	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 186-10　東村城遺跡(第 3 次)・覚正垣内遺跡発掘調査報告－いなべ市北勢町－	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 415　一般国道 42 号熊野道路建設事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
三重県財三文化財調査報告 416　神田遺跡(第二次)発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 412　戸関遺跡発掘調査報告～鈴鹿市徳田町～	三重県埋蔵文化財センター
三重県埋蔵文化財調査報告 411　朝見遺跡(第 7・8・9 次)発掘調査報告	三重県埋蔵文化財センター
上野城跡(第 15 次)発掘調査報告(藤堂玄蕃屋敷跡)－伊賀市上野丸之内－	三重県埋蔵文化財センター
深田古墳群　深田遺跡(第 2・3 次)双ツ塚西方遺跡中島遺跡　双ツ塚遺跡(第 3 次)金沢川遺跡(第 1・2 次)　発掘調査報告～鈴鹿市東玉垣町・柳町・岸岡町所在～	三重県埋蔵文化財センター

書　名	発行・編集
三重県立美術館コレクション集	三重県立美術館
開館 40 周年記念　岡田米山人と半江	三重県立美術館
三重大史学第 22 号	三重大学人文学部　考古学・日本史・東洋史研究室
史跡斎宮跡　令和 2 年度現状変更緊急発掘調査報告	明和町
三重県明和町　第 6 次坂本古墳群発掘調査概要	明和町
川向山添遺跡・江田川遺跡2	四日市市教育委員会
江田川遺跡3・川向山添遺跡2・横谷遺跡2	四日市市教育委員会
画で見る四日市港の歩み	四日市市立博物館
四日市市立博物館常設展　時空街道　プラネタリウム GINGA PORT401　解説図録	四日市市立博物館
度会町文化財調査報告 7　弦間経塚発掘調査報告―宮リバー度会ソーラーパーク計画地調査―	度会町教育委員会

【県外】

書　名	発行・編集
あいち朝日遺跡ミュージアム年報1－2020 年度－	あいち朝日遺跡ミュージアム
あいち朝日遺跡ミュージアム年報2―2021 年度―	あいち朝日遺跡ミュージアム
令和四年度特別展「屏風祭―池田の文化をひらく―」	池田市立歴史民俗資料館
伊勢崎市文化財調査報告書第 137 集　伊勢崎城跡 3　伊勢崎駅周辺第一土地区画整理事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書	伊勢崎市
伊勢崎市文化財調査報告書第 139 集　令和 2 年度市内遺跡確認調査報告書	伊勢崎市
令和元年度市内遺跡確認調査報告書	伊勢崎市教育委員会
工場建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書　群馬県伊勢崎市　今井北原遺跡 10	伊勢崎市教育委員会
群馬県伊勢崎市南千木町所在　千木遺跡・下茂呂古墳群－弘仁地震(818)によって崩壊した茂呂村 23 号墳と下層集落跡の調査－	伊勢崎市・伊勢崎市教育委員会・山下工業株式会社
稲沢市史資料第五十一編　祖父江支所・平和支所地区　近世村絵図　解説図	稲沢市教育委員会
恵那市ふるさと学習読本 vol.8　ふるさと歴史編②　正家廃寺と古代の恵那	恵那市教育委員会
壬申の乱一三五〇年記念企画展　大友皇子と壬申の乱	大津市歴史博物館
―大津京遷都一三五〇年記念―企画展大津の都と白鳳寺院	大津市歴史博物館
岡山大学構内遺跡発掘調査報告第 39 冊　島津岡大遺跡 22－第 39 次調査－〔ライフライン再生工事に伴う発掘調査〕	岡山大学文明動態学研究所

書　名	発行・編集
岡山大学埋蔵文化財調査研究センター紀要 2021	岡山大学文明動態学研究所文化遺産マネジメント部門
鹿田遺跡 16-第 20 次調査 B・D 地点-	岡山大学埋蔵文化財調査研究センター
令和 3 年度市内遺跡調査概要報告書	春日井市教育委員会
春日井市遺跡発掘調査報告書第 18 集　大垣戸狐塚古墳－大垣戸狐塚古墳　発掘調査報告書－	春日井市教育委員会
春日井市遺跡発掘調査報告第 19 集　高座山第一号墳－高座山第 1 号墳　発掘調査報告書－	春日井市教育委員会
春日井市遺跡発掘調査報告第 20 集　神領第一号墳－神領第 1 号墳第 1 次～第 3 次　発掘調査報告書－	春日井市教育委員会
ふりかえれば未来第 10 回日本の祭シンポジウム報告書	学校法人至学館コミュニケーション研究所
鎌倉 131・132	鎌倉文化研究会
第 25 回企画展　海へ―内湾と外洋の漁労―	上高津貝塚ふるさと歴史の広場
黒川古文化研究所紀要　古文化研究第 21 号	黒川古文化研究所
南原遺跡 17－分譲住宅地造成に伴う埋蔵文化財調査報告書－	群馬県伊勢崎市
アイヌ民族：歴史と現在－未来を共に生きるために－【小学生用】	公益財団法人アイヌ民族文化財団
アイヌ民族：歴史と現在－未来を共に生きるために－【中学生用】	公益財団法人アイヌ民族文化財団
【教師用指導書】アイヌ民族：歴史と現在―未来を共に生きるために―	公益財団法人アイヌ民族文化財団
公益社団法人日本文化財保護協会　紀要第6号	公益社団法人日本文化財保護協会
香が語る日本文化史　香千秋	香老舗　松栄堂
第 6 回古代歴史文化講演会　刀剣画語る巨大古墳の時代	古代歴史文化協議会
刀剣－武器から読み解く古代社会－	古代歴史文化協議会
幸手市郷土資料館令和 4 年度特別展「アマチュア写真家幸手町記録写真集－大正・昭和のふるさとの風景－」	幸手市教育委員会
梵天古墳群・梵天北遺跡発掘調査報告書	静岡県磐田市教育委員会
静岡県磐田市　市内遺跡発掘調査報告書	静岡県磐田市教育委員会
下妻市ふるさと博物館年報　令和 3 年度　第 17 号	下妻市ふるさと博物館
史跡安宅氏城館跡　保存活用計画	白浜町教育委員会
太地町立くじらの博物館　令和 2 年度年報	太地町立くじらの博物館
史跡百々陶器窯跡、大アラコ古窯跡、伊良湖東大寺瓦窯跡　保存活用計画	田原市教育委員会
鞏義黄冶窯発掘調査報告-本文編-	独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所
鞏義黄冶窯発掘調査報告-付論・付表編-	独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所
鞏義黄冶窯発掘調査報告-図版編-	独立行政法人国立文化財機構　奈良文化財研究所

書　名	発行・編集
独立行政法人日本芸術文化振興会委託事業 令和 3 年度「日本博」開催に係る効果検証 報告書	独立行政法人日本芸術文化振興会 日本博事務局
長野市立博物館第 65 回特別展 御開帳 めくるめく ミル ミラレル ミセル	長野市立博物館
煌びやかなお嫁入り 信濃の大名道具	長野市立博物館
長野市立博物館収蔵資料目録 民俗 8 夏目コレクション―夏目隆一 郷土玩具コレクション抜粋―	長野市立博物館
長野市立博物館 紀要第 23 号（人文系）	長野市立博物館
企画展「信州天文文化 100 年」	長野市立博物館 茅野市八ヶ岳総合博物館
式年造替記念特別展 春日大社若宮国宝展－祈りの王朝文化－	奈良国立博物館
地下の正倉院展－平城木簡年代記－	奈良文化財研究所
第 10 回写真展 私がとらえた大和の民俗	奈良民俗写真の会
南山大学人類学博物館紀要第 41 号	南山大学人類学博物館
るり渓と南丹の名所	南丹市立文化博物館
園部垣内古墳―発掘 50 年をふりかえる－	南丹市立文化博物館
令和 4 年度秋季特別展『街道－人々のくらしをつなぐ道－』	南丹市立文化博物館
令和 5 年春季特別展 國府克展―山の魅力に惹かれて―	南丹市立文化博物館
聖徳太子 1400 年御遠忌記念 国宝・法隆寺展	日本経済新聞社
年報・紀要 令和3年度	半田市立博物館
東近江市埋蔵文化財調査報告書 第 42 集 市内遺跡の調査	東近江市埋蔵文化財センター
東近江市埋蔵文化財調査報告書 第 43 集 鍛冶屋遺跡（6 次・7次） 佐野西浦遺跡 能登川石田遺跡（37 次） 竜田前ノ門遺跡（2 次） 竜田遺跡（7 次）	東近江市埋蔵文化財センター
埋蔵文化財関係統計資料-令和 3 年度－	文化庁文化財第二課
水中遺跡ハンドブック	文化庁文化財第二課
埋蔵文化財関係統計資料－令和4年度－	文化庁文化財第二課
明治大学博物館＋南山大学人類学博物館合同シンポジウム報告書 2019－2020	明治大学博物館・南山大学人類学博物館
特別展 最澄と天台宗のすべて	読売新聞社

５．収蔵資料の貸出

展示期間	資　料　名	目　　的	申　請　者
令和 4 年 4 月 1 日 ～令和 5 年 3 月 31 日	縄生廃寺出土舎利容器レプリカ	国指定史跡 久留倍官衙遺跡ガイダンス施設への常設展示	四日市市

展示期間	資料名	目的	申請者
令和4年10月8日 ～ 令和4年11月23日	縄生廃寺出土舎利容器(複製) 縄生廃寺出土軒丸瓦3点	壬申の乱 1350 年記念企画展「大友皇子と壬申の乱」に出品のため	大津市歴史博物館
令和4年10月26日～ 令和4年12月4日	縄生廃寺出土川原寺式軒丸瓦	くるべ古代歴史館秋季企画展「壬申の乱と北伊勢の古代寺院」に出品のため	四日市市

Ⅲ　文化財保護事業

（1）埋蔵文化財

1.埋蔵文化財の保護

開発行為と埋蔵文化財の保護を円滑に実施するため、窓口等において埋蔵文化財包蔵地の照会を行っています。令和4年度に実施した試掘調査・工事立会は以下のとおりです。

【試掘調査】

No	調査地	実施日	事業者	工事内容	調査面積	結果
1	朝日町大字埋縄字川原79番1	令和5年3月20日	(株)アールアンドケイハウジング	住宅建設に伴う宅地造成	70㎡	遺構なし 山茶碗

【工事立会】

No	調査地	実施日	事業者	工事内容	調査面積	結果
1	朝日町大字柿字元田807－1	令和4年8月26日	(株)やまぜんホームズ	木造戸建住宅2棟建設のため	334.25㎡	遺構・遺物なし
2	朝日町向陽台3丁目13－1	令和4年9月7日、9月27日	朝日町	照明灯及び看板設置のため	1,000㎡	遺構・遺物なし

Ⅳ　あさひライブラリー

(1)事業概要

1.手作り絵本教室
「いろいろな形の絵本を作ろう」
日　　時： 令和4年7月29日(金)　13:00～15:00
場　　所： 視聴覚室
対　　象： 小学生以上
参加人数： 9人

2. 工作教室
「カタカタロボットを作ろう」
日　　時： 令和4年8月9日(火)　10:00～12:00
場　　所： 視聴覚室
対　　象： 小学生(低学年)
参加人数： 18人

3.成人向け教室
◇「楽しく・おいしく減塩しましょう！」
日　　時： 令和4年12月9日(金)　10:00～10:45
場　　所： 視聴覚室
対　　象： 一般
参加人数： 8人

◇ 大人のための朗読会「涙活(るいかつ)」
日　　時： 令和5年1月21日(土)　10:00～11:00
場　　所： 視聴覚室
対　　象： 一般
参加人数： 15人

4. おはなし会
◇ ボランティア「がけやま」さんによる絵本の読み聞かせ
日　　時： 令和5年2月25日(土)　15:00～15:30(「ぬいぐるみおとまり会」関連イベントとして開催)
場　　所： 視聴覚室
対　　象： 幼児～小学生
対　　象： ぬいぐるみおとまり会参加者、保護者
参加人数： 14人

◇ ボランティア「ぽかぽか絵本」さんによる乳幼児に向けた手遊び、絵本・紙芝居の読み聞かせ
日　　時： 4.6.8.2月第4水曜日　10:00～(20分程度)　4/27は参加者多数のため2部に分けて実施
場　　所： 視聴覚室　8/24は「予約制」で実施
対　　象： 乳幼児、保護者(定員8組、2月からは11組)　10月は蔵書点検のため、12月は年末で休館のため中止
参加人数： 74人　2/22は「予約優先」で実施

5. ストーリーテリング
ボランティア「フォンターナ」さんによるストーリーテリング
日　　時： 5.8.11.2月第3日曜日　11:00～11:30(11/20は11:00～12:00で開催)
場　　所： 視聴覚室
参加人数： 30人

6. 映画会
夏休み映画会
日　　時： 令和4年8月18日(木)　14:00～15:30
タイトル：「ロイヤルコーギー」
場　　所： 視聴覚室
参加人数： 17人

7. 読書週間

◇ 子ども読書週間

2022年・第64回の標語「ひとみキラキラ 本にどきどき ～心拍数で本を読む～」にちなみ、
それぞれの心拍数「落ち着く」「ふつう」「興奮」に合わせた本の展示

日　　時： 令和4年4月23日（土）～5月12日（木）
場　　所： 図書館

◇ 読書週間

「あの本の、こんな名言・名ゼリフ大募集」をテーマに印象に残っている名言・名ゼリフを
募集し、それに合わせた本の展示

日　　時： 令和4年10月5日（水）～11月20日（日）
場　　所： 図書館

8. 夏休み宿題サポートコーナー

◇ 夏休みの宿題に役立つ本の紹介・展示・レファレンスなど

日　　時： 令和4年7月1日（金）～8月30日（火）
場　　所： 図書館

◇ クイズで朝日町を紹介するコーナー「朝日町のこと知ってるかい？」

日　　時： 令和4年7月1日（金）～8月30日（火）
場　　所： 図書館カウンター横

9. 雑誌・図書リサイクル会

不用になった雑誌・図書を無償で利用者の方々へ譲渡（事前申込制）

日　　時： 令和4年11月3日（祝・木） 9:00～15:00
場　　所： ワークショップギャラリー・視聴覚室
参加人数： 134人

10. ぬいぐるみおとまり会

ぬいぐるみと一緒におはなし会に参加した後、ぬいぐるみを預かり、
閉館後の図書館で探検や読書をしている様子を写真に撮影しプレゼント

日　　時： 令和5年2月25日（土）～2月26日（日）
場　　所： 図書館
対　　象： 幼児～小学生
参加人数： 9人

11. 子どもの読書活動支援事業（開館25周年記念イベント）

◇「聞かせ屋。けいたろう 絵本ライブ」

日　　時： 令和4年11月12日（土） 10:00～10:30
場　　所： 太陽の広場
対　　象： 乳幼児・保護者
講　　師： 聞かせ屋。けいたろう氏（読み聞かせ師・絵本作家）
参加人数： 36人

◇「絵本作家 はっとりひろき うちゅうフォトフレームをつくろう」

日　　時： 令和5年2月5日（日） 第1部10:00～11:30 第2部14:00～15:30
場　　所： 視聴覚室
対　　象： 4歳以上の子ども・保護者
講　　師： はっとりひろき氏（絵本作家）
参加人数： 48人（第1部25人、第2部23人）

◇「本は何をやってみたかってん」

絵本作家はっとりひろき氏のワークショップ関連イベントとして実施

日　　時： 令和4年12月14日（水）～令和5年2月5日（日）
場　　所： 図書館

(2)利用状況

1．分類別所蔵資料数内訳表

単位：冊

	令和5年3月31日現在	所蔵割合%	令和4年3月31日現在	所蔵割合%
0　総記	1,350	2	1,323	2
1　哲学	1,395	2	1,370	2
2　歴史	4,183	7	4,100	7
3　社会	4,366	7	4,279	7
4　自然	2,642	4	2,574	4
5　工学	3,035	5	2,987	5
6　産業	1,186	2	1,166	2
7　芸術	4,725	8	4,693	8
8　言語	675	1	667	1
9　文学	5,358	9	5,364	9
F　小説	6,502	11	6,696	11
一般書合計	35,417	58	35,219	57
K　児童	13,226	22	13,213	22
E　絵本	8,242	13	8,440	14
P　紙芝居	403	1	394	1
児童書合計	21,871	36	22,047	36
AV資料	1,190	2	1,189	2
雑　誌	2,992	5	2,992	5
全資料合計	61,470	100	61,447	100

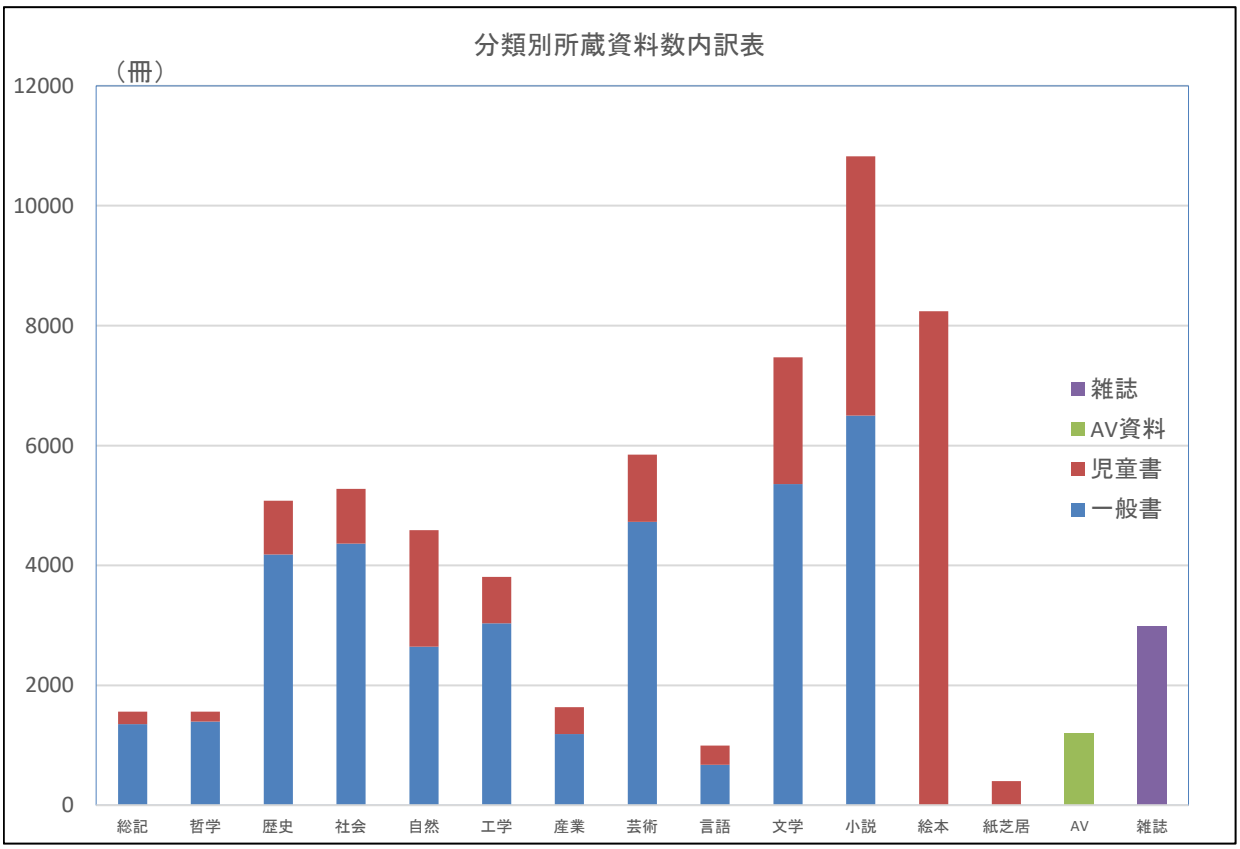

2. 登録者数

単位：人

男　性	2,148
女　性	3,892
合　計	6,040

団　体	20

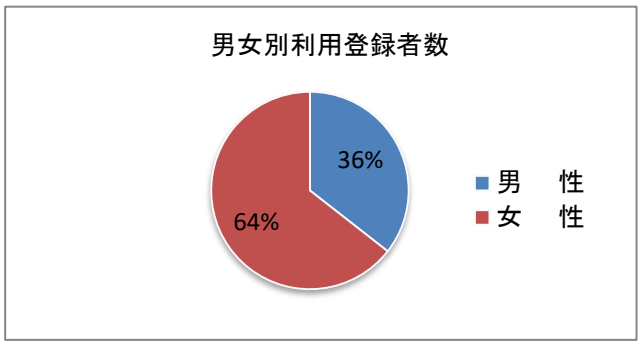

3. 地区別登録者数

単位：人

縄生	450
朝日ヶ丘	141
小向	387
柿	838
山王谷	13
埋縄	198
白梅西	289
向陽台	603
白梅東	591
川越町	321
四日市市	1,511
桑名市	644
その他	54
合計	6,040

団体	20

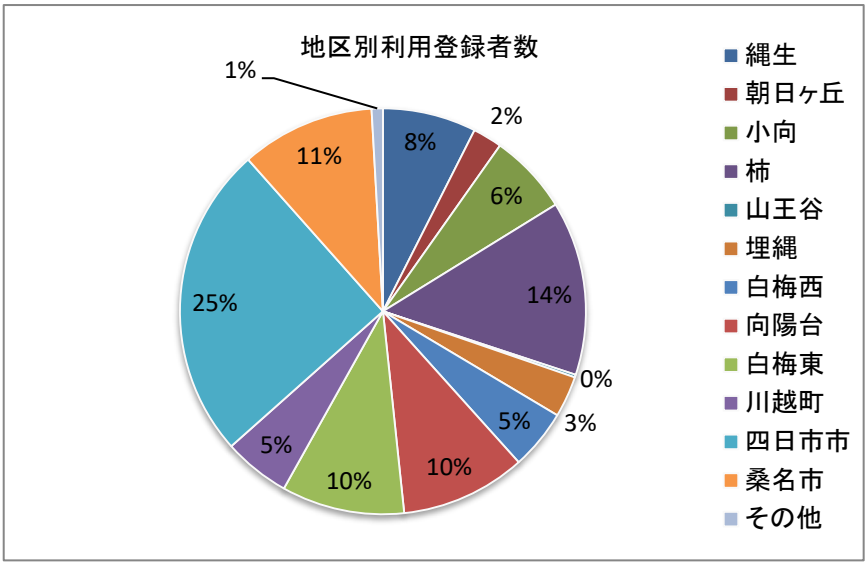

4. 年齢別登録者数

単位：人

	男性	女性	合計
0～ 6	70	81	151
7～ 9	109	93	202
10～12	171	227	398
13～15	212	260	472
16～18	176	231	407
19～22	169	208	377
23～29	101	204	305
30～39	120	521	641
40～49	308	920	1,228
50～59	262	570	832
60～69	147	259	406
70～	303	318	621
合計	2,148	3,892	6,040

団体	20

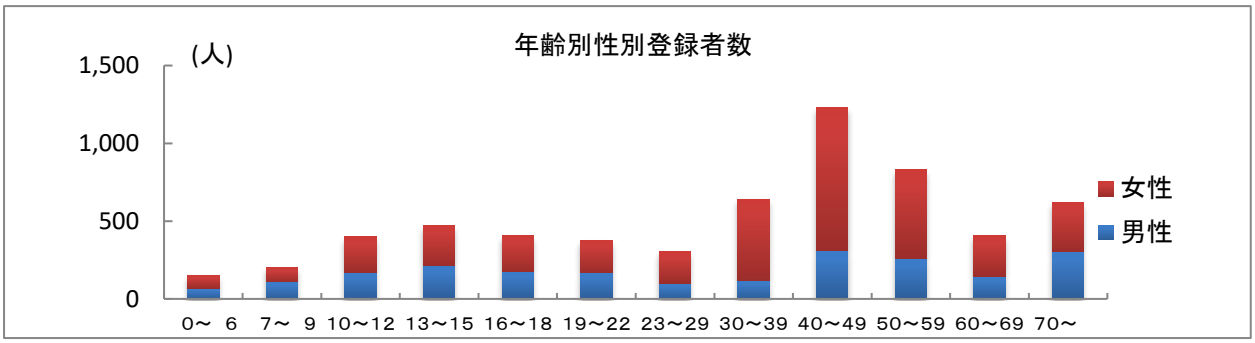

5. 分類別貸出冊数

単位:冊

	令和4年度貸出冊数	貸出割合%	令和3年度貸出冊数	前年比%
0　総記	376	0.5	416	90.4
1　哲学	854	1.2	884	96.6
2　歴史	2,017	2.8	1,577	127.9
3　社会	1,540	2.1	1,627	94.7
4　自然	1,465	2.0	1,529	95.8
5　工学	1,623	2.2	1,705	95.2
6　産業	538	0.7	545	98.7
7　芸術	2,264	3.1	2,563	88.3
8　言語	255	0.4	216	118.1
9　文学	1,742	2.4	1,620	107.5
F　小説	10,693	14.7	10,458	102.2
一般書合計	23,367	32.2	23,140	101.0
児童書	18,422	25.4	20,401	90.3
絵本	23,894	32.9	21,723	110.0
紙芝居	282	0.4	312	90.4
雑誌	6,705	9.2	6,307	106.3
全資料合計	72,670	100	71,883	101.1

6. 年齢別貸出冊数

単位:冊

0～ 6歳	8,114
7～ 9歳	5,281
10～12歳	5,119
13～15歳	1,556
16～18歳	633
19～22歳	311
23～29歳	1,099
30～39歳	12,425
40～49歳	14,135
50～59歳	6,392
60～69歳	5,511
70～ 歳	9,367
団体	2,727
合計	72,670

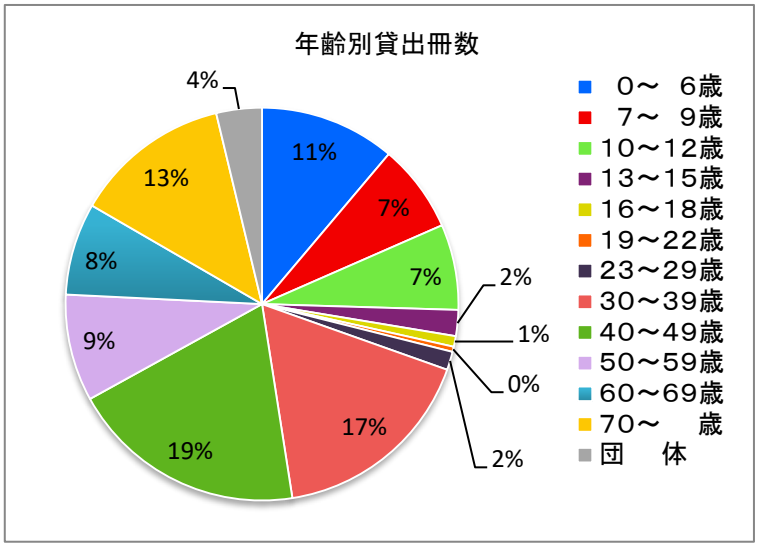

7. 地区別貸出冊数

単位:冊

地区	貸出冊数 男	女	地区別計	割合(%)
縄生	1,713	4,437	6,150	8
朝日ヶ丘	1,028	1,859	2,887	4
小向	1,174	3,338	4,512	6
柿	6,172	9,548	15,720	22
山王谷	0	17	17	0
埋縄	918	1,328	2,246	3
白梅西	773	1,077	1,850	3
向陽台	2,125	5,200	7,325	10
白梅東	1,541	4,464	6,005	8
川越町	1,169	1,799	2,968	4
四日市市	3,657	8,506	12,163	17
桑名市	2,463	4,592	7,055	10
その他	445	600	1,045	1
団体	――	――	2,727	4
合計	23,178	46,765	72,670	100

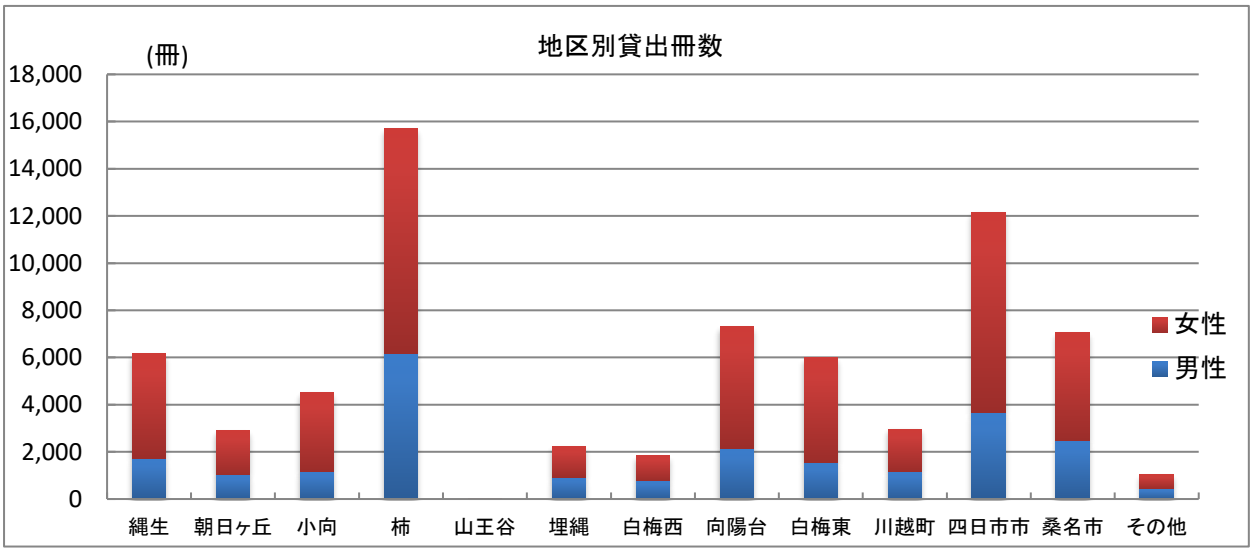

8. 曜日別貸出冊数

単位:冊

月曜日	0
火曜日	8,670
水曜日	9,816
木曜日	8,402
金曜日	8,350
土曜日	19,802
日曜日	17,630
計	72,670

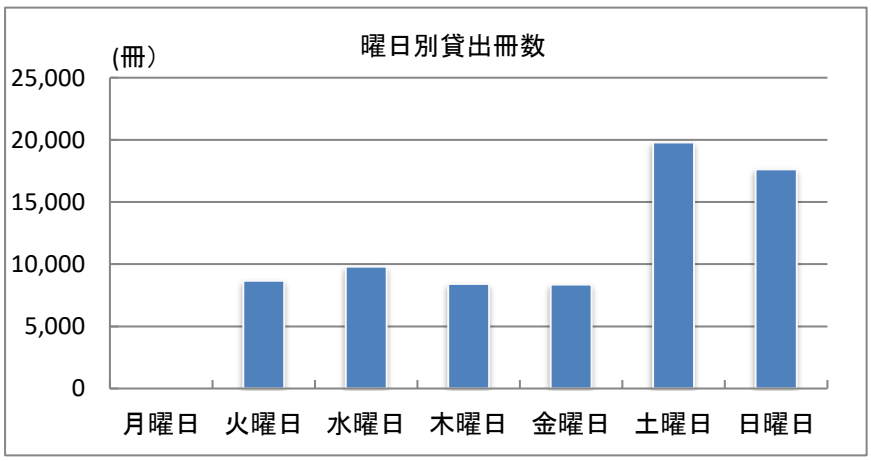

9. 月別開館日数・貸出冊数・貸出者数

	開館日数	貸出冊数(冊)	貸出人数(人)
令和4年 4月	25	6,040	1,153
5月	21	5,869	1,060
6月	25	5,931	1,139
7月	27	7,788	1,426
8月	23	7,489	1,400
9月	24	6,199	1,157
10月	14	4,077	723
11月	23	6,018	1,118
12月	23	5,792	1,048
令和5年 1月	22	5,915	1,129
2月	21	5,673	1,101
3月	25	5,879	1,168
合　計	273	72,670	13,622

10. 各種サービス利用件数

○予約・リクエスト件数(件)

予　約	1,369
内インターネット予約	672
リクエスト	871

○コピー利用件数(件)

利用件数	149
利用枚数	463

○相互貸借件数

図書館名	借受	貸出	図書館名	借受	貸出
三重県立図書館	123	47	紀北町海山図書室	2	
桑名市立中央図書館	17	17	紀宝町立図書館	8	
ふるさと多度文学館	17	7	愛知県図書館	1	
長島輪中図書館	17	2	名古屋市鶴舞中央図書館	2	
木曽岬町立図書館	18	4	名古屋市名東図書館		1
いなべ市北勢図書館	10		豊田市中央図書館	2	
いなべ市員弁図書館	6	4	瀬戸市立図書館		1
いなべ市大安図書館	8	8	春日井市図書館	1	
いなべ市藤原図書館	4	1	田原市図書館	1	
東員町立図書館	14	1	豊橋市中央図書館	1	
四日市市立図書館	9	12	岡崎市立中央図書館	1	
あさけプラザ図書館	10	1	犬山市立図書館	1	
楠交流会館図書室	8	1	半田市立図書館	1	
菰野町図書館	19	26	岐阜県図書館	5	
川越町あいあいセンター図書室	8	3	岐阜市立中央図書館	2	
鈴鹿市立図書館	23	41	各務原市立中央図書館	1	
亀山市立図書館	4	7	下呂市立はぎわら図書館	1	
津市津図書館	25	4	タルイピアセンター図書館	1	
津市久居ふるさと文学館	7	3	多治見市図書館	1	
津市河芸図書館	2		瑞穂市図書館		1
津市芸濃図書館	6	2	瑞浪市民図書館	1	1
津市美里図書館	5		高山市図書館	1	
津市安濃図書館	6		美濃加茂市中央図書館	1	
津市きらめき図書館	5	1	美濃白川楽集館	1	
津市一志図書館	2	2	富山県立図書館	2	
津市うぐいす図書館	6	2	富山市立図書館	1	
松阪市松阪図書館	12	11	射水市正力図書館	1	
松阪市嬉野図書館	4	3	射水市下村図書館	1	
多気町立多気図書館	12	8	黒部市立図書館	1	
多気町立勢和図書館	7		黒部市立図書館宇奈月館	1	
明和町立図書館	6	6	朝日町図書館	1	
大台町立図書館	5	9	入善町立図書館	1	
伊勢市立伊勢図書館	15	7	南砺市立中央図書館	1	
伊勢市立小俣図書館	9	9	南砺市立福野図書館	1	
鳥羽市立図書館	4	2	三重大学情報教育・研究機構情報ライブラリーセンター	8	1
志摩市立図書館	15	6	名古屋市立大学	1	
志摩市立志摩図書室	5	4	中部学院大学附属図書館	2	
志摩市立磯部図書室	4	3	佛教大学図書館	1	
伊賀市上野図書館	6		東京都立中央図書館	1	
名張市立図書館	7	6	千葉県立図書館	2	
尾鷲市立図書館	4		静岡県立中央図書館	1	
熊野市立図書館	12	1	香芝市民図書館	1	
紀北町紀伊長島図書室	5		合　計	575	276

○視聴覚資料利用件数　　単位:件

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0

※新型コロナウイルスの影響によりAVコーナーを閉鎖

11. 定期刊行物資料一覧

【雑誌】

AERA	週刊
ALBA	月2刊
安心	月刊
＆home	季刊
美しいキモノ	季刊
栄養と料理	月刊
ēclat	月刊
NHKきょうの健康	月刊
NHKきょうの料理	月刊
NHK趣味の園芸	月刊
園芸ガイド	季刊
男の隠れ家	月刊
オレンジページ	月2刊
かがくのとも	月刊
家庭画報	月刊
Can Cam	月刊
クーヨン	月刊
暮しの手帖	隔月刊
クロワッサン	月2刊
芸術新潮	月刊
健康	季刊
子供の科学	月刊
こどものとも 012	月刊
こどものとも 年少版	月刊
こどものとも 年中向き	月刊
この本読んで！	季刊
サライ	月刊
サンキュ！	月刊
CNN ENGLISH EXPRESS	月刊
JTB時刻表	月刊
週刊新潮	週刊
ジュニアエラ	月刊
スクリーン	月刊

すてきにハンドメイド	月刊	
住まいの設計	隔月刊	
ダ・ヴィンチ	月刊	
ダイヤモンドZAi	月刊	
たくさんのふしぎ	月刊	
旅の手帖	月刊	
中央公論	月刊	
つり人	月刊	
鉄道ファン	月刊	
東海ウォーカー	不定期	
NAGI	季刊	
ナショナル ジオグラフィック 日本版	月刊	
Number	隔週刊	
二コラ	月刊	(22年7月号～)
日経PC21	月刊	
日経トレンディ	月刊	
News week 日本版	週刊	
Newton	月刊	
non－no	月刊	
俳句	月刊	
博物館研究	月刊	
BE－PAL	月刊	
婦人公論	月刊	
プレジデント	月2刊	
文藝春秋	月刊	
Pen	月刊	(22年7月号～)
MEN'S NON-NO	月刊	
MOE	月刊	
MOTOR MAGAZINE	月刊	
山と渓谷	月刊	
LEE	月刊	
歴史街道	月刊	(22年7月号～)
レタスクラブ	月刊	

【 新聞 】

○ 朝日新聞
○ 伊勢新聞
○ 中日新聞
○ 中日スポーツ
○ 日本経済新聞
○ 毎日新聞
○ 読売新聞

【 その他 】

○ 広報あさひ
○ あさひ議会だより
○ 各種リーフレット（国・県等発行）

12. 各種統計

【基礎数値】

住民人口	11,099 人	
蔵書冊数	57,288 冊	(雑誌・AV資料除く)
貸出冊数	69,943 冊	(団体貸出除く)
貸出者数	13,622 人	
登録者数	6,040 人	
朝日町	3,510 人	
町外	2,530 人	

(令和5年3月31日現在)

1 登録率(朝日町)	登録者数(朝日町) / 住民人口 × 100 =	31.6 %
2 住民人口ひとり当り貸出冊数	貸出冊数 / 住民人口 =	6.30 冊
3 利用者一回当り貸出冊数	貸出冊数 / 貸出者数 =	5.13 冊
4 登録者ひとり当り貸出冊数	貸出冊数 / 登録者数 =	11.58 冊
5 登録者ひとり当り貸出回数	貸出者数 / 登録者数 =	2.26 回
6 蔵書回転率	※ 貸出冊数(図書のみ) / 蔵書数 =	1.15

※団体貸出を含む図書貸出冊数　72,670 冊

Ⅴ　諸統計

(1)施設利用状況

	あさひライブラリー（図書館）		歴史博物館	視聴覚室		学習コーナー	会議室	
				団体利用		人数	団体数	人数
	貸出者数	貸出冊数	観覧者数	団体数	人数			
4月	1,153	6,040	23	4	31	113	1	14
5月	1,060	5,869	50	3	25	158	1	13
6月	1,139	5,931	23	3	20	153	0	0
7月	1,426	7,788	50	4	31	121	0	0
8月	1,400	7,489	79	3	16	120	0	0
9月	1,157	6,199	23	4	34	80	2	12
10月	723	4,077	37	2	11	111	0	0
11月	1,118	6,018	752	2	11	202	0	0
12月	1,048	5,792	179	3	25	125	0	0
1月	1,129	5,915	44	3	21	151	0	0
2月	1,101	5,673	457	2	11	230	0	0
3月	1,168	5,879	105	4	44	136	1	7
計	13,622	72,670	1,822	37	280	1,700	5	46

※学習コーナー…2階ギャラリーを学習スペースとして開放

(2)日誌抄

月	日	内　容
4	5	視聴覚室利用（友朋書会）
	6	視聴覚室利用（フォンターナ）
	7	視聴覚室利用（写楽会）
	20	会議室利用（教頭会）
	26	視聴覚室利用（友朋書会）
	27	乳幼児向けおはなし会[図]
	27	太陽の広場利用（八郷小学校）
5	10	第1回古文書学習会[博]
	11	視聴覚室利用（フォンターナ）
	12	視聴覚室利用（写楽会）
	15	ストーリーテリング[図]
	17	運営協議会
	24	視聴覚室利用（友朋書会）
6	1	視聴覚室利用（フォンターナ）
	2	視聴覚室利用（写楽会）
	7	視聴覚室利用（友朋書会）
	22	乳幼児向けおはなし会[図]
	28	視聴覚室利用（友朋書会）
7	1～31	朝日中学校3年生俳句展[博]
	6	視聴覚室利用（フォンターナ）
	7	視聴覚室利用（写楽会）
	12	第2回古文書学習会[博]
	19	視聴覚室利用（友朋書会）
	26	視聴覚室利用（友朋書会）
	29	手づくり絵本教室[図]

月	日	内　容
8	3～31	エントランス利用（原爆パネル展）
	3	視聴覚室利用（フォンターナ）
	3～4	教職2・3年次研修[図]
	4	視聴覚室利用（写楽会）
	9	工作教室[図]
	16	第3回古文書学習会[博]
	18	映画会[図]
	20	第1回文化教養講座[博]
	21	ストーリーテリング[図]
	24	乳幼児向けおはなし会[図]
	25	視聴覚室利用（萬古陶磁器工業協同組合）
	26～31	博物館実習[博]
	30	視聴覚室利用（友朋書会）
9	1	視聴覚室利用（写楽会）
	5	交番開式
	7	視聴覚室利用（フォンターナ）
	16	会議室利用（三郡同研究協議会）
	20	視聴覚室利用（友朋書会）
	27	視聴覚室利用（友朋書会）
10	4	第4回古文書学習会[博]
	6	視聴覚室利用（写楽会）
11	2	会議室利用（フォンターナ）
	3	リサイクル会[図]
	8～17	エントランス利用（税パネル展）
	10	会議室利用（写楽会）
	12	聞かせ屋。けいたろう絵本ライブ[図]
	15	視聴覚室利用（友朋書会）
	20	ストーリーテリング[図]
	22	第5回古文書学習会[博]
	26	企画展関連講座[博]
	29	視聴覚室利用（友朋書会）

12	1	視聴覚室利用（写楽会）
	6	視聴覚室利用（友朋書会）
	7	視聴覚室利用（フォンターナ）
	9	成人向け教室［図］
	10	第2回文化教養講座［博］
	16	会議室利用（校長会）
	16	会議室利用（教頭会）
	20	視聴覚室利用（友朋書会）
1	5	視聴覚室利用（写楽会）
	11	視聴覚室利用（フォンターナ）
	14～27	エントランス利用（くるべパネル展）
	17	第6回古文書学習会[博]
	21	大人のための朗読会[図]
	24	視聴覚室利用（友朋書会）
	24～26	富田中学校職場体験[図]

2	1	視聴覚室利用（フォンターナ）
	1～26	朝日小学校6年生俳句展[博]
	4	第3回文化教養講座[博]
	5	はっとりひろきさんワークショップ［図］
	19	ストーリーテリング［図］
	19～21	燻蒸作業[博]
	22	乳幼児向けおはなし会［図］
	25	ぬいぐるみおとまり会［図］
3	1	視聴覚室利用（フォンターナ）
	2	視聴覚室利用（写楽会）
	7	第7回古文書学習会[博]
	12	太陽の広場利用（スポーツ推進委員）
	14	視聴覚室利用（友朋書会）
	28	視聴覚室利用（友朋書会）

Ⅵ　運営協議会

（１）運営協議会

朝日町教育文化施設運営協議会は、施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、運営の円滑化のための協力を行う機関として設置されており、委員９名により構成されています。本年度は以下の日程で１回の会議を開催しました。

朝日町教育文化施設運営協議会委員

区　分	氏　名	備　考
歴史博物館部会	稲垣 陽子	文化財調査委員
歴史博物館部会	片山 恭輔	文化財調査委員
歴史博物館部会	川﨑 隆章	文化財調査委員
図書館部会	萩原 俊一	朝日小学校教頭
歴史博物館部会	安達 芳子	文化財調査委員
図書館部会	黒川 真仁　○☆	朝日中学校教頭
図書館部会	田中 みわ子	学識経験者
歴史博物館部会	樋口 和美　◎☆	文化財調査委員
図書館部会	矢野 加津子	図書館ボランティア代表

◎委員長　○副委員長　☆部会長

＜運営協議会＞

第１回　日　時：令和４年５月 17 日（火）13:30～14:50

事　項：１　役員選出について

２　令和３年度事業実績報告について

３　令和４年度事業計画案について

４　朝日町図書館資料弁償取扱要綱の制定について

Ⅶ　関係法規

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例

平成9年6月20日

条例第12号

改正　平成12年3月17日条例第9号

平成24年3月16日条例第3号

令和4年9月14日条例第17号

(趣旨)

第1条　この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2並びに図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定に基づき、朝日町教育文化施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(目的、名称及び位置)

第2条　町民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、次の施設を設置する。

名称　朝日町教育文化施設

位置　朝日町大字柿2278番地

(館の設置)

第3条　朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)内に次の館を設置する。

(1)　朝日町図書館［あさひライブラリー］

(2)　朝日町歴史博物館

(職員)

第4条　施設に必要な職員を置く。

(事業)

第5条　施設は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

2　朝日町図書館［あさひライブラリー］(以下「図書館」という。)

(1)　図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集、整理及び保存に関すること。

(2)　図書館資料の貸出しに関すること。

(3)　読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助、図書館資料の利用のための相談に関すること。

(4)　読書会、研究会、講演会、鑑賞会、映写会、資料展示会等の主催及び奨励に関する

こと。

(5)　館報その他の読書資料の発行及び頒布に関すること。

(6)　時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供に関すること。

(7)　他の図書館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。

(8)　その他目的を達成するために必要な事業

3　朝日町歴史博物館(以下「博物館」という。)

(1)　朝日町の歴史等に関する実物、模型、複製、文献、写真等の資料(以下「博物館資料」という。)を収集し、保管し、及び利用に供すること。

(2)　博物館資料の利用者に対する説明、助言及び指導に関すること。

(3)　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。

(4)　博物館資料の保管、展示等に関する技術的研究に関すること。

(5)　博物館資料に関する解説書、目録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

(6)　博物館資料に関する講演会、研究会等を開催すること。

(7)　他の博物館、学校その他関係機関との連絡及び協力に関すること。

(8)　その他目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第6条　博物館の常設展示会場における観覧料は、無料とする。ただし、特別な展示がある会場へ入場しようとする者は、1,000円以内で町長が定める観覧料を納付しなければならない。

(特別利用の許可等)

第7条　博物館資料、図書館貴重資料について、学術研究のために熟覧、模造、撮影等をしようとする者は、あらかじめ朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)の許可を受けなければならない。

(施設の使用等)

第8条　委員会は、第2条の目的に反せず、第5条の事業に支障のない範囲において、施設の視聴覚室、会議室、ビデオ編集室、ギャラリー(以下「視聴覚室等」という。)の使用を許可することができる。

2　前項の規定により、視聴覚室等を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3　前項の許可を受けた者は、別表で定める使用料を納付しなければならない。

(入館等の制限)

第9条　委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときは、施設への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第7条及び前条第1項の許可をしない。

(1)　公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。

(2)　博物館資料、図書館資料又は施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3)　その他管理運営上支障があると認めたとき。

2　委員会は、前2条の許可に施設の管理運営上必要な条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第10条　委員会は、第7条及び第8条第2項の許可を受けた者(以下「使用者等」という。)が次の各号の一に該当すると認めたときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3)　許可の条件に違反したとき。

(4)　その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条　使用者等は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等)

第12条　使用者等は、既存の設備を変更し、又は特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条　使用者等は、その使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により取消し等されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2　使用者等が前項の義務を履行しないときは、委員会においてこれを執行し、使用者等がその費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第14条　使用者等は、使用若しくは利用中に建物、附属設備及び資料等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(観覧料及び使用料の免除)

第15条　町長は、特に必要があると認めたときは、観覧料及び使用料を免除することがで

きる。

(観覧料及び使用料の還付)

第16条　既納の観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(運営協議会)

第17条　施設の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる機関として、図書館法第14条及び博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、施設に朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2　協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、委員会が委嘱する。

3　協議会の委員の定数は、12人以内とする。

4　協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に規則で定める。

附　則

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

ただし、第6条から第17条までの規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附　則(平成12年条例第9号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成24年条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(令和4年条例第17号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

(1)　施設使用料

区　分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	全日午前9時から午後5時まで
視聴覚室	1,000円	1,000円	2,000円
会議室	1,000円	1,000円	2,000円

ギャラリー	1,000円	1,000円	2,000円
ビデオ編集室	別に定める。	別に定める。	別に定める。

備考　ギャラリーについては、ワークショップギャラリー及び町民ギャラリーにおいて、専じて展示会等に使用する場合につき使用料を徴収する。

(2)　設備器具使用料

区分	使用料(1回一式)
16ミリ映写機	500円
スライド映写機	500円
プロジェクター	1,000円

備考

(1)　上記使用料は午前、午後の使用時間内を各1回、全日を2回として徴収する。

(2)　上記に記載のないものについては、その都度、教育委員会が定める。

○朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則

平成9年10月1日
教委規則第2号
改正　平成12年3月23日教委規則第6号
平成13年9月1日教委規則第4号
平成14年8月1日教委規則第8号
平成15年5月26日教委規則第4号
平成15年7月30日教委規則第5号
平成16年3月24日教委規則第4号
平成19年10月1日教委規則第10号
平成24年3月21日教委規則第3号
平成29年6月21日教委規則第1号
平成31年4月23日教委告示第3号
令和3年6月23日教委規則第4号
令和4年8月25日教委規則第1号

第1章　総則

(趣旨)

第1条　この規則は、朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例(平成9年朝日町条例第12号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、条例の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条　朝日町教育文化施設(以下「施設」という。)に館長を置く。

2　館長の下に、必要に応じて、主監、次長、主幹、係長、主査、主任、司書、学芸員及びその他の職員を置くことができる。

(職務)

第3条　館長は、上司の命を受け、館務をつかさどる。

2　主監は、上司の命を受け、館務のうち特定の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

3　次長及び主幹は、上司の命を受け、館長を補佐し、館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4　係長、主任は、上司の命を受け、次長の職務を助け、担当事務を処理する。

5　司書及び学芸員は、上司の命を受け、専門的な担当事務に従事する。

6　その他の職員は、上司の命を受け、担当の業務に従事する。

(開館時間)

第4条　施設の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、朝日町教育委員会(以下「委員会」という。)が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条　施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1)　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月28日から翌年の1月4日までの日、ただし、12月28日から翌年の1月4日までの日を除き、土、日曜日に重なった場合は休館としない。

(2)　月曜日

(3)　毎月末日、ただし、この日が土、日、月曜日の場合は、次の火曜日

(4)　特別図書整理期間及び特別展示準備期間(毎年10日以内)

(入館者の遵守事項)

第6条　入館者は入館中、次の各号に定める事項を守らなければならない。

(1)　資料の閲覧は、所定の場所で行うこと。ただし、館長が特別に認めたときは、この限りでない。

(2)　所定の場所以外で喫煙、飲食、又は火気を使用しないこと。

(3)　館内においては静粛にし、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(4)　許可を受けないで張り紙をし、又はくぎ類を打つ等、建物その他の物品を損傷又は汚損するおそれのある行為をしないこと。

(5)　その他委員会が定める事項及び係員の指示に従うこと。

(特別利用の許可の申請)

第7条　条例第7条の規定に基づき、特別利用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書(様式第1号)を委員会に提出しなければならない。

(特別利用の許可)

第8条　委員会は、前条の利用許可申請について適当と認めるときは、利用の許可を決定し、朝日町教育文化施設資料特別利用許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(使用許可の申請)

第9条　条例第8条第2項の規定により、視聴覚室等の使用の許可を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用許可申請書(様式第3号。以下「使用許可申請書」という。)を委員

会に提出しなければならない。

2　使用許可申請書は、使用日が6カ月以後のものについては、これを受理しないものとする。

3　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、前項の期間前に受理できるものとする。

(1)　朝日町及び委員会が行う事業又は主催する行事に使用するとき。

(2)　その他委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用の許可等)

第10条　委員会は、使用許可申請書を受理した場合、その使用目的、内容等を検討し、適当と認めたときは、朝日町教育文化施設使用許可書(様式第4号。以下「使用許可書」という。)を交付するものとする。

2　前項の使用について許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の際、使用許可書を係員に提示し、指示を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条　使用者は使用許可の取消し又は変更の許可を受けようとするときは、朝日町教育文化施設使用取消申請書又は朝日町教育文化施設使用変更申請書(様式第5号)に、使用許可書を添えて委員会に提出しなければならない。

2　委員会は、前項の規定により使用の取消し又は変更を許可したときは、朝日町教育文化施設使用取消許可書又は朝日町教育文化施設使用変更許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用料の納付)

第12条　使用者は、使用の許可と同時に使用料を納付しなければならない。

2　国又は地方公共団体その他これに類する団体が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(使用料の還付)

第13条　条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及び還付の割合については、次に掲げるとおりとする。

(1)　災害等特別の事由により、使用者の責めによらない場合において使用できなかったとき。　10割

(2)　使用者が、使用日の前7日前までに使用許可の取消し申請をし、許可されたとき。　5割

(3)　使用者が、使用変更を許可された場合において、既納使用料に過納金が生じた場合過納金の全額

2　前項の還付を受けようとする者は、朝日町教育文化施設使用料還付申請書(様式第7号)に必要な書類を添えて委員会に提出しなければならない。

3　委員会は、前項の申請について承認したときは、朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条　使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　使用を許可されていない施設を使用し、又は立ち入らないこと。

(2)　入館者から料金等を徴収してはならない。ただし、資料代等として委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(3)　物品を販売し、又は販売を目的とする催物を行わないこと。ただし、条例第8条に定めのない施設の使用については、委員会が朝日町教育文化施設の使用に関する要綱で許可した者が主催する催物を除く。

(4)　使用中における施設等の管理及び火災防止に努めること。

(職務上の立入り)

第15条　使用者は、係員の職務上の立入りを拒むことができない。

(施設等の損傷の届出)

第16条　使用者は、施設、附属施設等を損傷又は減失したときは、直ちに理由を付して委員会に届け出なければならない

(損害の賠償)

第17条　博物館資料、図書資料又は施設、設備を破損、汚損若しくは紛失した者は、現品又は損害相当額を弁償しなければならない。

(原状回復の確認)

第18条　使用者は、条例第13条第1項の規定により原状回復をしたときは、係員の確認を受けなければならない。

(使用料の免除)

第19条　条例第15条の規定に基づく使用料の免除の範囲は次のとおりとする。

(1)　朝日町及び委員会が主催する事業

(2)　学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校等」という。)が学校活動の場として使用する場合

(3)　その他委員会が免除することを適当と認めた場合

第2章　図書館

(館内閲覧)

第20条　館内閲覧は利用手続を必要としない。ただし、貴重資料、書庫の閲覧は係員に申し出てその指示に従わなければならない。

(利用者の資格)

第21条　館外利用できる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

(1)　町内に居住する者、又は三重県内に居住する者で委員会が認めた者

(2)　町内に勤務場所を有する者

(3)　その他委員会が特に認めた者

(貸出しの手続)

第22条　資料を館外利用しようとする者は、貸出登録申込書(様式第9号)により申請し、図書カード(様式第10号)の交付を受けなければならない。

2　図書カードの有効期限は、交付の日から3年間とする。

3　資料の貸出しを受けるときは、図書カードを提示しなければならない。

4　貸出登録申込書の記載事項に変更を生じたとき又は図書カードを紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

5　図書カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。これらにより損害が生じたときは、当該図書カードを受けた者がその責任を負うものとする。

(貸出しの制限)

第23条　次の各号に掲げる資料は、館外への貸出しはしない。

(1)　貴重資料

(2)　郷土資料

(3)　各種辞書及び参考資料

(4)　視聴覚資料

(5)　その他委員会が貸出し不適当と認めた資料

(貸出資料数及び期間)

第24条　貸出し資料数は、10冊以内とする。

2　貸出し期間は14日以内とする。

3　委員会が特に必要と認めたときは、貸出し資料数及び貸出し期間を別に定めることができる。

(資料の返却)

第25条　委員会は、図書館資料を貸出し期間内に返却しなかった者に対し、一定期間図書館資料の利用を停止することができる。

2　図書館資料を貸出し期間を越えて引き続き利用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、継続利用は返却期間から14日を限度とする。

(費用弁償)

第26条　委員会は、貸出し期間を経過し、資料返却の督促を受けた者に対し、それに要した費用を弁償させることができる。

(複写の申込)

第27条　資料の複写を求める者は、実費相当額を添えて申し込まなければならない。

(複写の制限)

第28条　次の各号の一に該当する場合は、委員会は複写を認めないことがある。

(1)　著作権法(昭和45年法律第48号)に違反するおそれがあると認められるとき。

(2)　図書館資料以外のとき。

(3)　その他委員会が複写を不適当と認めたとき。

(寄贈及び寄託)

第29条　朝日町図書館は、資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2　朝日町図書館に資料を寄贈及び寄託しようとするものは、朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書(様式第11号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3　委員会は前項の承認をしたときは、朝日町図書館資料受領書(様式第12号)を交付するものとする。

4　資料の寄贈及び寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、委員会が特別な事由により必要と認めた場合は、委員会が負担する。

5　寄贈を受けた資料は、他の資料と同様の取扱いにより一般の利用に供することができる。

6　寄託された資料は、朝日町図書館の所有に属する貴重資料等と同様の取扱いをする。

7　委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

8　寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町図書館資料受領書と引換えに行うものとする。

第3章　歴史博物館

(観覧の手続)

第30条　委員会が特に必要と認めたときは、特別展示等における優待券、招待券及び前売観覧券を発行することができる。

(観覧料の免除)

第31条　条例第15条に基づく観覧料の免除の範囲は、次のとおりとする。

(1)　教育課程に基づく教育活動として、教職員に引率されて観覧する学生、生徒、児童及びその引率者

(2)　高齢者(70歳以上)、心身障害者及びその介助者

(3)　朝日町歴史博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会及び研究会に参加する者

(4)　その他委員会が免除することが適当と認めた者

(特別利用の制限)

第32条　次の各号の一に該当するときは、特別利用の許可をしない。

(1)　特別利用によって博物館資料及び図書館貴重資料の保存に影響を及ぼすおそれがあると委員会が認めたとき。

(2)　現に博物館資料が展示されているとき。

(3)　寄託された博物館資料及び図書館貴重資料で寄託者の同意を得ていないとき。

(4)　著作権がある博物館資料及び図書館貴重資料で著作権の承諾を得ていないとき。

(5)　その他委員会が特別利用をすることが不適当と認めたとき。

(資料の貸出)

第33条　博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱い上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障を来さない範囲において、次の各号に掲げる者に対して、貸し出すことができる。

(1)　博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設

(2)　国及び地方公共団体

(3)　学校等

(4)　その他委員会が適当と認めた者

2　前項ただし書の規定により、博物館資料の貸出しを受けようとする者は、朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書(様式第13号)を委員会に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料であるときは、当該資

料を寄託した者の承諾書を添付しなければならない。

3　委員会は、前項の許可をしたときは、朝日町歴史博物館資料貸出許可書(様式第14号)を交付するものとする。

4　借受人(第2項の許可を受けたものをいう。以下同じ)は、当該貸出しに伴う一切の費用を負担しなければならない。

5　博物館資料の貸出期間は30日以内とする。ただし、委員会が特に必要と認めたときは、1年以内の範囲で貸出しを許可することができる。

(寄贈又は寄託)

第34条　博物館に資料を寄贈又は寄託しようとする者は、朝日町歴史博物館資料寄贈(寄託)申請書(様式第15号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2　委員会は、前項の承認をしたときは、朝日町歴史博物館資料受領書(様式第16号)を交付するものとする。

3　寄託資料は、博物館所蔵の資料と同様の取扱いをするものとする。

4　委員会は、寄託資料が火災等やむを得ない理由により汚損し、破損し、又は亡失した場合には、その責めを負わない。

5　寄託資料の返還は、寄託者の申出により、朝日町歴史博物館資料受領書と引換えに行うものとする。

第4章　運営協議会

第35条　削除

(協議会の委員長及び副委員長)

第36条　条例第17条に規定する朝日町教育文化施設運営協議会(以下「協議会」という。)に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって選出する。

2　委員長及び副委員長の任期は、協議会の委員(以下「委員」という。)としての在任期間とする。

3　委員長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第37条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、館長の申出により委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第38条　協議会内に次の専門部会を設置することができる。

(1)　図書館部会

(2)　歴史博物館部会

(庶務)

第39条　協議会及び専門部会の庶務は文化課において処理する。

第5章　雑則

(委任)

第40条　この規則に定めるもののほか、管理及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(補則)

第41条　施設の処務については、この規則に定めるもののほか、朝日町教育委員会事務局組織規則(平成8年朝日町教委規則第4号)を準用する。

附　則

この規則は、平成9年10月1日より施行する。

附　則(平成12年教委規則第6号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附　則(平成14年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成15年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附　則(平成15年教委規則第5号)

この規則は、平成15年9月1日から施行する。

附　則(平成16年教委規則第4号)抄

(施行期日)

1　この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附　則(平成19年教委規則第10号)

(施行期日)

1　この規則は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日(以下「施行日」という。)において、この規則による改正前の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第1項の規定により図書カードの交付を受けた者については、改正後の朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第22条第2項の規定に関わらず、当該図書カードの有効期限は、施行日から平成22年11月1日までとする。

附　則(平成24年教委規則第3号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成29年教委規則第1号)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附　則(平成31年教委規則第3号)

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附　則(令和3年教委規則第4号)

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附　則(令和4年教委規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

朝日町教育文化施設資料特別利用許可申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会　様

（申請者）住所
団体名
氏名(代表者)
電話

次のとおり特別利用を許可してくださるよう申請します。

	区　分	分類番号	整理番号	資　　料　　名	点　数	備　考
特別利用の資料等						
特別利用の日時	年　　月　　日　　時から　　時まで					
特別利用の目的						

※立合係員氏名	
※許可の条件	

備考　※欄には記入しないでください。

様式第2号(第8条関係)

朝日町教育文化施設資料特別利用許可書

第　　号

年　　月　　日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)　　様

電話

朝日町教育委員会　印

次のとおり特別利用を許可します。

特別利用区分の等	区　　分	分類番号	整理番号	資　　料　　名	点　数	備　考
特別利用の日時	年　　月　　日　　時から　　時まで					
特別利用の目的						
立合係員氏名						
許可の条件						

備考　この許可書は、特別利用をする際係員に提示し、利用時間中携帯してください。

様式第３号（第９条関係）

朝日町教育文化施設使用許可申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">使用目的</td><td>行事の目的</td><td colspan="2"></td><td>使用予定人員</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>行事の内容</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">使用日時
及び
使用施設</td><td colspan="2">年　月　日（曜）</td><td colspan="2">使　用　施　設　名</td><td colspan="3">使用時間区分</td></tr>
<tr><td colspan="2">・　・　（　）</td><td colspan="2"></td><td>午前</td><td>午後</td><td>全日</td></tr>
<tr><td colspan="2">・　・　（　）</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>附属設備</td><td>16㎜映写機</td><td></td><td>スライド
映写機</td><td></td><td colspan="2">ビデオプロ
ジェクター</td><td></td></tr>
<tr><td>持込設備</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用
責任者</td><td colspan="7">住所</td></tr>
<tr><td colspan="7">氏名　　電話</td></tr>
</table>

※使用料	施設使用料	附属設備使用料	合　計
※許可の条件			
※受付年月日	年　月　日 ※許可年月日　年　月　日第　号		

備考　※欄は記入しないでください。

様式第4号(第10条関係)

朝日町教育文化施設使用許可書

第　　号

年　　月　　日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)　　様

電話

朝日町教育委員会　印

朝日町教育文化施設の使用を次のとおり許可します。

<table>
<tr><td rowspan="2">使用目的</td><td>行事の目的</td><td></td><td>使用予定人員</td><td></td></tr>
<tr><td>行事の内容</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="3">使用日時及び使用施設</td><td colspan="2">年　月　日(曜)</td><td colspan="2">使用施設名</td><td colspan="3">使用時間区分</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>午前</td><td>午後</td><td>全日</td></tr>
<tr><td colspan="2">・　・(　)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">・　・(　)</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>附属設備</td><td>16mm映写機</td><td></td><td>スライド映写機</td><td></td><td colspan="2">ビデオプロジェクター</td><td></td></tr>
<tr><td>持込設備</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用責任者</td><td colspan="7">住所</td></tr>
<tr><td colspan="7">氏名　　電話　　(　　)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">使用料</td><td>施設使用料</td><td>附属設備使用料</td><td>合計</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>許可の条件</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考　1　朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。

2　使用後は、設備等を原状に復し係員の点検をうけてください。

様式第５号（第１１条関係）

朝日町教育文化施設使用変更（取消し）許可申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会　様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用変更（取消し）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

施設使用許可年月日	年　　月　　日	施設使用許可番号	第　　号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更（取消し）理由			
変更内容			

<table>
<tr><td rowspan="5">※使用料の精算</td><td rowspan="2">変更</td><td>既納使用料</td><td colspan="2">変更後の使用料</td><td>差引使用料</td></tr>
<tr><td rowspan="2">円</td><td>小計</td><td>総計</td><td rowspan="2">円</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取消し</td><td>既納使用料</td><td>徴収金</td><td colspan="2">還付金</td></tr>
<tr><td>円</td><td>円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td>徴収の理由</td><td colspan="3">朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第 13 条第 1 項第　号の規定により　割を徴収します。</td></tr>
<tr><td>※受付年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td><td>※許可年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日
第　　号</td></tr>
</table>

備考１　使用許可書を添付してください。

２　※欄は記入しないでください。

様式第6号(第11条関係)

朝日町教育文化施設使用変更(取消し)許可書

第　　号

年　　月　　日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)　　様

電話

朝日町教育委員会　印

朝日町教育文化施設の使用変更(取消し)を次のとおり許可します。

施設使用許可年月日	年　月　日	施設使用許可番号	第　　号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
変更(取消し)理由			
変更内容			

※使用料の精算	変更	既納使用料	変更後の使用料		差引使用料
			小計	総計	
		円	円	円	円
	取消し	既納使用料	徴収金	還付金	
		円	円	円	
		徴収の理由	朝日町教育文化施設の設置及び管理に関する規則第13条第1項第　号の規定により　割を徴収します。		

様式第７号（第１３条関係）

朝日町教育文化施設使用料還付申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会 様

（申請者）住所

団体名

氏名(代表者)

電話

朝日町教育文化施設の使用料の還付を次のとおり請求します。

施設使用許可年月日	年　月　日	施設使用許可番号	第　号
施設使用変更（取消し）許可年月日	年　月　日	施設使用変更(取消し）許可番号	第　号
許可を受けた施設名			
使用日時			
行事の名称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

※受付年月日	年　月　日	※決定年月日	年　月　日 第　号

備考１　使用許可書又は変更（取消し）許可書と使用料領収書を添付してください。

２　※欄は記入しないでください。

様式第8号(第13条関係)

朝日町教育文化施設使用料還付決定通知書

第　　号
年　　月　　日

(申請者)住所
団体名
氏名(代表者)　　様
電話

朝日町教育委員会　印

年　　月　　日付けで申請のあった朝日町教育文化施設使用料の還付については、次のとおり決定しました。

施設使用許可年月日	年　　月　　日	施設使用許可番号	第　　号
施設使用変更(取消し)許可年月日	年　　月　　日	施設使用変更(取消し)許可番号	第　　号
許可を受けた施設名			
使　用　日　時			
行　事　の　名　称			
還付請求の理由			
既納使用料	円	還付請求額	円

様式第９号(第22条関係)

貸　出　登　録　申　込　書

1.一般・2.団体

登録日							利用者登録番号							

★太枠の中だけ記入して下さい。(※中学生以下の方は保護者名を記入して下さい。)

フリガナ		性　　別	１．男　　２．女	
氏　　名		生年月日	T・S・H・R　　年　　月　　日	
※保護者氏名（フリガナ）		電話番号	自宅	(　　)　　－
			携帯	(　　)　　－
住　　所	〒		左記の住所に １．在住・２．在勤・３．その他	
自治区名	※該当する地区に〇をつけて下さい。 ・縄生　・朝日ヶ丘　・小向　・柿　・山王谷　・埋縄　・白梅西　・向陽台　・白梅東			
	町外	・川越　・四日市　・桑名　・その他		

確認	免・保・学・電・家族・その他（　　）

様式第10号(第22条関係)

図書カード

○表面

○裏面

○本を借りるときは、かならずこのカードをお持ちください。
○カードをなくしたとき、住所・氏名・電話番号などが変わったときはすぐにご連絡ください。
○このカードは他人に貸したり、譲ったりしないでください。
○このカードは長く使用しますので大切にしてください。

このカードを拾われた方は、お手数ですが図書館までご連絡ください。

あさひライブラリー
三重郡朝日町大字柿2278
☎059(377)6111

様式第１１号(第２９条関係)

朝日町図書館資料寄贈(寄託)申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会　様

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)

電話

下記のとおり図書資料等を寄贈(寄託)したいので申込します。

記

1　寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著者名	出版社名	数量
備考			

2　寄託期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

様式第12号(第29条関係)

朝日町図書館資料受領書

第　　号

年　　月　　日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)　　様

電話

朝日町教育委員会　印

下記のとおり資料を受領します。

記

1　寄贈・寄託資料

資料名(書籍名)	著　　者　　名	出　版　社　名	数　　量	分　　類
備　考				

2　寄託期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

様式第１３号（第３３条関係）

朝日町歴史博物館資料貸出許可申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会　　様

（申請者）住所
団体名
氏名(代表者)
電話

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可してくださるよう申請します。

	分類番号	整理番号	資　料　名	点　数	備　考
博物館資料館外貸出する					
貸出する期間	年　月　日～　年　月　日				
貸出利用する目的					
利　用　方　法					
運　搬　方　法					
立合係員氏名					
※許可の条件					

備　考　　※欄には記入しないでください。

様式第14号(第33条関係)

朝日町歴史博物館資料貸出許可書

第　　号

年　　月　　日

(申請者)住所

団体名

氏名(代表者)　　様

電話

朝日町教育委員会　印

次のとおり博物館資料の館外貸出を許可します。

博物館資料を館外貸出する	分類番号	整理番号	資料名	点数	備考
貸出する期間	年　月　日 ～　年　月　日				
貸出利用する目的					
利用方法					
運搬方法					
立合係員氏名					
許可の条件	1　申請の目的以外に使用しないこと。 2　資料等に損傷を与えた場合は、その損害を弁償すること。 3　資料等の写真を掲載、収録、展示等に使用する場合は、「朝日町歴史博物館蔵」の旨明記すること。				

様式第１５号（第３４条関係）

朝日町歴史博物館資料寄贈（寄託）申請書

年　　月　　日

朝日町教育委員会　様

（申請者）住所
団体名
氏名(代表者)
電 話

下記のとおり資料を寄贈（寄託）したいので申請します。

記

１．寄贈・寄託資料

資　料　名	数　量	形 状・寸 法 等
備　考		

２．寄託期間

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

様式第16号(第34条関係)

朝日町歴史博物館資料受領書

第　　号
年　　月　　日

(申請者)住所
団体名
氏名(代表者)　　様
電話

朝日町教育委員会　印

下記のとおり資料を受領します。

記

1　寄贈・寄託資料

資料名	数量	形状・寸法等
備　考		

2　寄託期間

年　　月　　日～　　年　　月　　日

令和４年度

年　報

編集・発行　朝日町教育文化施設
〒510-8103　三重県三重郡朝日町柿 2278
電　　話　059-377-6111
発行年月日　令和５年 ７月 19 日